

推進活動について

自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動（以下「推進活動」）として以下に掲げる活動のうち、いずれか1つ以上を実施する必要があります。

● 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動

- ① 自然環境の保全に資する農業の生産方式に関する検討会の開催
- ② 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ③ 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
- ④ 先駆的農業者等による技術指導
- ⑤ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施

● 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動

- ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦ 土壌分析や生き物調査等環境保全効果の測定
- ⑧ 先進的取組の展示効果を高めるための標示

● 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動により生産された農産物の販売促進に関する活動

- ⑨ 農産物の販路拡大等に向けた流通・販売業者や消費者等との意見交換会の開催や商談会への出展
- ⑩ 農業者団体等における商品開発や共同ブランド・マークを活用した販売
- ⑪ 農業者団体等の構成員の連携による直売

● その他

- ⑫ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施
- ⑬ 中山間地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施
（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地の場合に限る。）
- ⑭ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動